

第2節 防災施設・資機材等の整備

第1項 災害対策本部体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第2項 防災拠点施設等の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 防災食育センター <input type="checkbox"/> 財政課

【基本方針】

市は、地震・津波災害に関する応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。

第1項 災害対策本部体制の整備

【計画目標】

市は、警戒段階あるいは発災段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

1. 初動体制の整備

市は、それぞれの部門において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話（携帯メール）など参集途上で情報収集活動並びに情報の統括・分析あるいは伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が代替性をもって実施できるよう図上演習等を踏まえながら検討し、より効果的な参集訓練等の実施に努めるものとする。さらに、それぞれの部門の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に初動対応の重要性などを周知・徹底するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について周知・徹底を図るものとする。

2. 登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に地震・津波災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。そのため、迅速・確実な連絡が可能となるように幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは衛星携帯電話、携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進するものとする。

3. 市災害対策本部室等の整備

市は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行うものとする。

1) 災害対策本部の代替施設

大規模な地震や大津波により本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合

に、災害対策本部機能を代替する施設

- 2) 耐震性を備えた自家発電機（無停電電源装置の整備）
- 3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- 4) 情報を統括・分析する情報担当への情報集約・伝達方法の確立、機材整備
- 5) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- 6) 応急対策用の大判地図や書き込み・消去が可能なコーティング地図の整備等

第2項 防災拠点施設等の整備

【計画目標】

地震・津波災害時の防災拠点等の整備計画は、本項に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第2節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

1. 防災中枢機能及び防災拠点施設等の確保・充実

市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置される市庁舎等それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実や災害に対する安全性の確保、さらには総合的な防災機能を有する代替施設・拠点の整備に努める。その際、発災時の移動手段の確保や停電対策、並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備にも配慮するものとする。

また、地震・津波災害時に各地域の災害対策活動の拠点となり得る施設についても、防災拠点としての整備に努める。その際、施設の耐火・耐震対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えることを考慮する。

2. 災害用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートの整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第2節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

3. 備蓄物資の整備

市及び防災関係機関は、大規模な地震・津波災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む）を整備するものとする。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、国、県、その他関係機関、及び市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定めるものとする。

なお、詳細は一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。